

書評

河野本道著

『アイヌ史／概説』

百瀬響

「一九八〇年代の半ば近くから、『北海道旧土人保護法』に代わる『アイヌ新法（案・仮称）』制定のための運動が盛んになり出したがこの運動が進められて行くのに伴って、次第にマスコミ、市民団体、研究者などによる迎合的な動向が強まり、それに批判的な見解をとる者が不當に虐げられるという問題が生起されるようになつた。…このような状況に伴い、現実のアイヌ系の者について、安易にアイヌ＝アイヌ民族＝先住民族＝少数民族＝被差別民族＝弱者とする見解が支配的となり、ご都合主義的にそのような理解に至るよう、『アイヌ史』が一面的に語られ、そのため近現代のアイヌ系日本国民の体制や過去に依存しない前向きの生き方については、さっぱり顧みられないという有様と

なってしまった」（一五一六頁）。

極めて批判的とも言えるこのような表現によって、著者は現状を記している。「歴史」あるいは「通史」を叙述する上では、このような政治的動向をも含む「現状」記述は参考程度の付属的なものであり、そのような動向に対する「価値判断」を、とくに対象とする当該集団に研究者が属していない場合は極力避け、また偏向をさけるためにも、その研究はなるべく様々な「思惑」から「無価値」であるべきである——このように考える傾向が、いわゆる「研究者」の間には、あるかもしれない。確かに様々な「思惑」からは「自由」であつて然るべきであるが、例え「通史」を叙述する上で現状を全く取り上げなかつたにしても、「無価値」でいられることは有り得ない。また一方で「アイヌ史」が「日本史」と重複することと同様、本書の主な読者となる「日本人」（ここでは「日本国民」の意味で用いる）はアイヌ系であるか否かにかかわらず、関係当事者でもある。

関係当事者ではあるが当該集団に属していない「和人」（非アイヌである日本人）は、従来どのような態度で対アイヌ問題に接してきたのであろうか。例え「アイヌでなければ眞のアイヌ史を描くことはできない」という表現がある。しかし「眞のアイヌ史」の「眞」の部分とは何を指

すのであろうか。このことこそが、第一に議論されるべき

である。「排他的なエヌセントリズム（自民族中心主義）」に「もとづく主張に対し」、安易に人道主義的立場から支持したり贖罪意識から支持したりする動向が、これまでに多々あったことに對し、著者は次のように言う。「安易

な人道主義的行為によって自己満足したり、免罪符を得るような方法をもつて自らを正当化したりする姿勢によっては、『歴史』は歪められる。それにもかかわらず、そのような姿勢が、現実に広く行政機関、報道機関、市民団体、宗教団体、研究者などによってとられている。しかも、職業的な（アイヌ研究者）のうちには、現実の社会的矛盾に対する批判を避け、記述のようなエヌセントリズムに理解を示すことにより、自己の立場を巧みにカモフラージュするという姿勢を示す者が圧倒的に多い（一七一—八頁）。以上に記したような現在の日本国内のアイヌをめぐる状況が、著者に本書を著わせる動機の一因となっていることは間違いないであろう。本書は從来の歴史の「概説書」と比較するとかなり趣を異にしているかのようない印象を受けるが、それは本書が現状の「歴史」的理解のために著述されていることと無関係ではないであろう。

本書の主な構成は次のようになつてゐる。

序論

第一章 〈アイヌ史〉 構成上の留意点 第二章 〈アイヌ史〉 構成上の基本的課題 （一）『アイヌ史・概説』叙述の現実的意義 （二）〈アイヌ史〉に伴う歴史觀

本論

I 基礎論 第一章 〈アイヌ史〉の構成に伴う研究上の諸方法 第二章 基礎的な知識 （一）生活の舞台としての自然環境 （二）時代区分の理論と方法
II 通史概説 第一章 前近代 （一）総説 （二）前近代先古層期 「約二万数千年以前」九千年前 （三）前近代古層期 「約九千年前」千四百年前半中の半ば過ぎ」四前近代変容期 「千四百年前半中の半ば過ぎ」一八九九年

第二章 近現代 （一）総説 （二）近現代近時期 「一八九九年～一九四五年」（三）近現代現時期 「一九四五年～現代」
(四) 〈近現代〉特論 I / 『北海道旧土人保護法』の歴史
(五) 〈近現代〉特論 II / 現代アイヌ系日本国民における自民族意識の形成

本書の概要を以下に記す。まず序論では、「アイヌ史」構成上の留意点が記されている。それは「主觀性の強く反映された自民族中心主義的な」ものではなく、客觀的な視点や事実に基づく記述が求められるべきであること（一二三頁）、偏見を助長したり差別の再生産となるようなものに

されるべきではないこと、そして事実の叙述や「自由な発想」に対しては、「中傷や妨害から全く保証される必要がある」といった諸点（一九頁）である。このように、研究上常識的であると思われることが常識となっていない現状が、「アイヌ研究」に関して存在することが指摘されている。本論は基礎論と通史概説に二分されており、特に後者が本書の大部分を占める。基礎論ではアイヌ史構成上必要な基礎知識が簡単に記され、基本的には「大きな自然環境の変化」「強い外的影響」「際立った内的変化要因」の三点に基づいて、時代区分を行なうとしている。例えば前近代先古層期と前近代古層期の区分は、気候の温暖化による適応形態の変化によっている。また通史概説部では、まず各時期を開始期、展開期、終末期に分け、それぞれについて生業形態、居住様式などの諸特徴を、考古学的知見に基づき指摘している。そして著者は「アイヌ文化」の原型を、特に「北海道島風文化域」の形成された古層期展開期の第Ⅲ展開期「約二千年前～約千二三百年前」に求め得るとし、稲作の北上に伴い本州との生業基盤に差異が生じた結果、採集活動を生業基盤とする文化域が北海道域を中心に形成されたとしている。続く考古学上の分類でいう「擦文文化」時代の、大陸・日本などからの間接的・直接的影響による文化要素の諸変化を記し、これを「続北海道島風文化」と

しているが、一方で異文化化を指標として「半異風文化期」の初期段階と位置付けている。さらに「強い外的影響」を受けてアイヌの文化・社会が変容した、「前近代変容期」の開始期・展開期・終末期を、和人との対等な交易関係、局地的な対立・妥協関係、そして商場、場所請負制による対アイヌ収奪関係を経て、アイヌが結局近代国家に組み込まれ、「国民化」して行く過程とみている。この「国民化」の過程には多くの資料が用いられ、また、「近現代」については従来あまり触れられてこなかった資料・情報を駆使しつつ、「際立った内的変化要因」を論証しようと試みている。なお、その指標の一つとして、民族意識の指向性にもとづき、アイヌ系日本国民を「ニュー＝アイヌ」「ポスト＝アイヌ」に類型化し、各集団の現在の動向を分析している。

さて、本書における著者の主眼は現状分析にある。著書がまず指摘しているのは、社会的経済的アイヌ差別が、近代国家体制下、同化による「国民化」過程を通じて形成されたものであるということである。また、現在の動向にみられる、现代社会においてアイヌを「一般的な国民」ではないと見放して異化するかのような行為が、このような差別を新たに再生産する危険性があると、著者はさらに指摘している。社会的資源の追求が介在するエスノナショナリ

ズムと、資本主義体制における社会的経済的差別対象の特定化の方向性が合致することにより、アイヌを「特殊国民」化することは、結果的に既にある各自の様々な生き方を抑制し、(差別対象と重なるような)「アイヌ」として閉い込んでしまう可能性を常に孕んでいる。この点について著書は、「民族」という概念の不確定性やナショナリズムの負的側面を通して論証を試みているが、それを補強する具体的な事例は些か少ない。これは、本書があくまで概説書であり、かつ新書版であるという制約によるであろうが、著者が指摘するように、近現代研究のタブー視による先行研究の層の薄さもその一因となっている。著者による今後のアイヌ史における近現代期研究に期待すると共に、冒頭でも記したような様々な「思惑」から自由な論争が興隆し、新しい研究者や研究が益々増えていくことを望みたい。

また本書ではいわゆる中世・近世の時代に関する論述は少ないので、その一方で、従来の考古学上の北海道島域独自の編年様式に加え、生業、その他の文化要素の文化人類学的知見を取り入れた時代区分を行なっている点や、通時的な変化をアイヌ文様の形成過程を通してとらえているなど、従来にはない新しい視点が多く提示されている。本書は我々に——いわゆる「和人」にとつても、「アイヌ系日本国民」にとつても——「日本人」の問題として「アイヌ」の問題

を位置付け、考察するための必須の「手引書」となるであろう。

(北海道出版企画センター 一九九六年一月刊 新書版
二八七頁 一二五〇円)

（筆者 北海道教育大学教育学部岩見沢校専任講師）